

「城北まちづくり協議会 通常総会 議案書 説明会」の開催



平成25年シンボルマーク制定
城北愛と絆を深める

日時 2021年 5月 21日 13時30分～
場所 城北地区公民館



第1号議案 令和2年度 活動報告及び収支決算について

まちづくりは、「人」とのつながり、信頼関係を育むことから始まります。

大変なこの状況だからこそ、改めてこれまでの活動を振り返り、**少人数でつながる・時間・場所・こまめに情報を提供することに注力**しました。

次に、「**鳥取市地域組織支援モデル事業一括交付金**」を、**令和3年度より導入**することで決議しました。

公民館での学びの成果を活かした「まちづくり」との事業連携をめざします。今後は、規約上は「公民館運営委員会」と、「城北まちづくり協議会」が一体となります。それに伴って、組織の可視化・規約の一部を改正しました。従来からの地域における公民館運営委員会の機能、公民館運営（利用）・まちづくり協議会の活動には、変更はありません。

第2号議案 令和3年度 活動計画ならびに収支予算（案）について

“元気で楽しく心地よく 住んでよかったと 実感できる城北に！”をキャッチフレーズにして取り組んできた**「城北まちづくり生き生きプラン」**の見直しに着手したいと考えています。

これまでの継続事業の効果を点検し、より充実させることがねらいです。

また、**制度の狭間にある困りごとに対応する“まちづくり”の事業展開を、鳥取市（鳥取市社会福祉協議会 地域福祉課）と協働して取り組み、財政的・人的支援を受けたい**と考えています。

まちづくりの輪を広げ、みんなで地域を盛り上げていくような**「地域共生社会」**の実現に軸足を置いて取り組みたいと考えています。

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

収入の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備 考
町内会負担金	180,500	180,500	0	100×1.805戸
助 成 金	450,000	450,000	0	鳥取市
雑 収 入	6	4	△ 2	預金利息 4
繰 越 金	199,014	199,014	0	前年度繰越金
合 計	829,520	829,518	△ 2	

支出の部

科 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備 考
会 議 費	10,000	0	△ 10,000	
事 務 費	80,000	76,176	△ 3,824	印刷代 48,583 はがき 5,670 振込手数料 8,470 インク代 13,453
活 動 費	679,000	526,581	△ 152,419	総務・広報部会 268,580 福祉・健康部会 141,854 文化・交流部会 116,147
研 修 費	5,000	0	△ 5,000	
負 担 金	0	0	0	
雑 費	10,000	2,222	△ 7,778	弔電代
予 備 費	45,520	0	△ 45,520	
合 計	829,520	604,979	△ 224,541	

《差 引》

収入総額 829,518円 - 支出総額 604,979円 = 次期繰越金 224,539円

監 査 報 告 書

令和2年度 城北まちづくり協議会の会計について監査をいたしました結果、適正に処理されていることを認めましたので、ここに報告いたします。

令和3年4月16日。

監 事

梶谷 善憲



監 事

今井 由喜子



第3号議案

城北まちづくり協議会「軽トラック」所有について

公民館と小学校との距離が離れたこともあり、地域活動用“軽トラック”の需要ニーズが高まり、地域課題の一つとして挙がっていた。



【地域課題：需要ニーズ】

- 地域イベント開催時の物資・機材の運搬
- 「ひまわり隊」に高齢者世帯（700世帯、75歳以上866人）からの依頼が多い家財道具等の運搬（処分）や、スタッフが使用する作業機材等の運搬
- 地域清掃などで出たゴミの運搬
- 資源回収物資の運搬
- 災害発生時の救援物資・機材の運搬
- 地域活動スタッフの移動用車両
- 個人の運搬用車両を、お借りすることができないことがある 等

現状は、用務中に事故等が発生した際には、地域（依頼者）としての対応に、苦慮する状況となっていた。

有限会社ウコン自動車様から 軽トラック寄贈のお申し出



「城北まちづくり協議会」が軽トラックを所有し「共助トラック」として有効活用



一人ひとりが安心して暮らせる「住みよいまち」を目指した地域活動の活性化と、
新たな「城北のにぎわい」の創出が期待できる

【任意保険加入】（人身傷害保険）

*どなたが運転していても対象

■対人：無制限 ■対物：無制限

■搭乗者：1人につき5,000万円

*入院・通院、後遺障害、死亡時

城北まちづくり協議会所有「軽トラック」の使用規定

地域活動用車両「城北共助トラック」貸出使用願い

地域活動用車両「城北 共助トラック」運転日誌

*提案内容の概要を記載しますが、書面決議可決後は『城北まちづくり協議会所有「軽トラック」の使用規定』等（素案）を“総務・広報部会”で再度見直した上で、活用を図っていく

第4号議案

鳥取市「地域の“話し愛・支え愛”推進事業」モデル地区指定を受ける件について

今なぜ、『城北まちづくり いきいき プラン』の見直しが必要

なのか？

作成から12年が経過

- “新公民館移転建設”は達成
- 城北地区の実態・実情も時代と共に変化

少子高齢化、小世帯化や一人暮らし高齢者の増加。
地域における助け合う力が徐々に弱まりつつある。
複合的な生活課題を抱えた世帯の増加 等。

- 地域の連帯感が希薄化する傾向にあり、地縁組織である町内会への加入率は66%。
- 21町内会；町内会長の半数は1年おき

- 高齢者単身世帯430世帯
- 高齢者二人以上世帯283世帯
- 後期高齢者：866人
- 要介護認定率：19.8%
- 認知症有病率：16.9%

〔長寿社会課提供データより抜粋：令和2年9月30日現在〕

〔地域課題〕隣近所の住民の、ちょっとした手助けや気配りで、制度では補いきれないニーズ、「制度の狭間」にある人や、様々な要因で公的サービスをうまく利用できないでいる住民を **住民同士で支え合える まちづくり。**

* 住民によるアウトリーチ活動

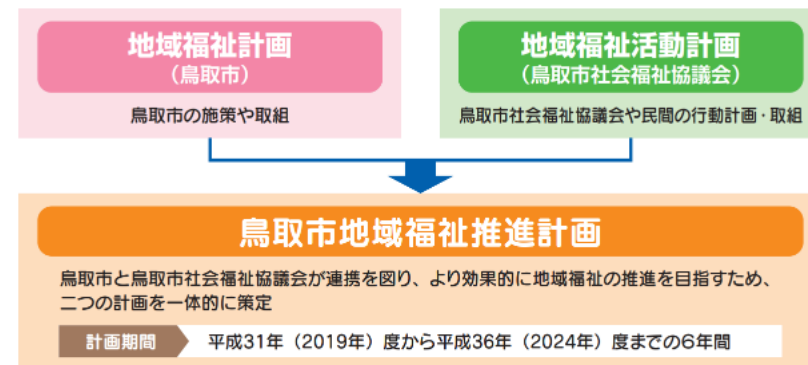
城北まちづくり協議会が

「地域の“話し愛・支え愛”推進事業」モデル地区指定を**受ける意義**

鳥取市地域福祉推進計画 (2019年～2024年)

(鳥取市地域福祉計画〈市〉・鳥取市地域福祉活動計画〈社協〉)

市民の誰もが、**みんなで支え合い、いつまでもいきいきと自分らしく暮らしつづけることができるよう**、これまでの地域福祉の取組における現状や課題の整理を踏まえ、社会情勢の変化や市ニーズに対応し、自分らしく暮らすことができる福祉のまちづくりを市民の皆さん、事業者の皆さん、社会福祉協議会、行政が連携し、**協働しながら推進する取組を示すもの**。



施策の一環

鳥取市「地域の“話し愛・支え愛”推進事業」(モデル地区指定)

住民同士で支え合える
まちづくり

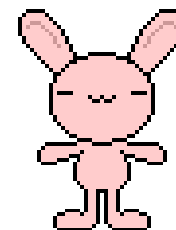
協働

本来、まちづくり協議会は、地域が一体となって市と協働して、地域の課題解決に向けて取り組む組織。

～「城北まちづくり いきいき プラン」～

“元気で楽しく心地よく 住んでよかったと 実感できる城北に！”

『城北まちづくり いきいき プラン』の見直しの目的と合致す



鳥取市の 地域福祉の推進に関する 住民意識調査

報告書



【調査の目的】

「第2次鳥取市地域福祉計画・第4次鳥取市地域福祉活動計画」の策定に当たって、地域の 実情や課題、市民ニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施した。

【調査対象】 18歳以上の市民
(住民基本台帳による無作為抽出)

【調査方法】 郵送配布、郵送回収

【調査時期】 平成29年(2017年)12月

【回収結果】

配布数 2,500人

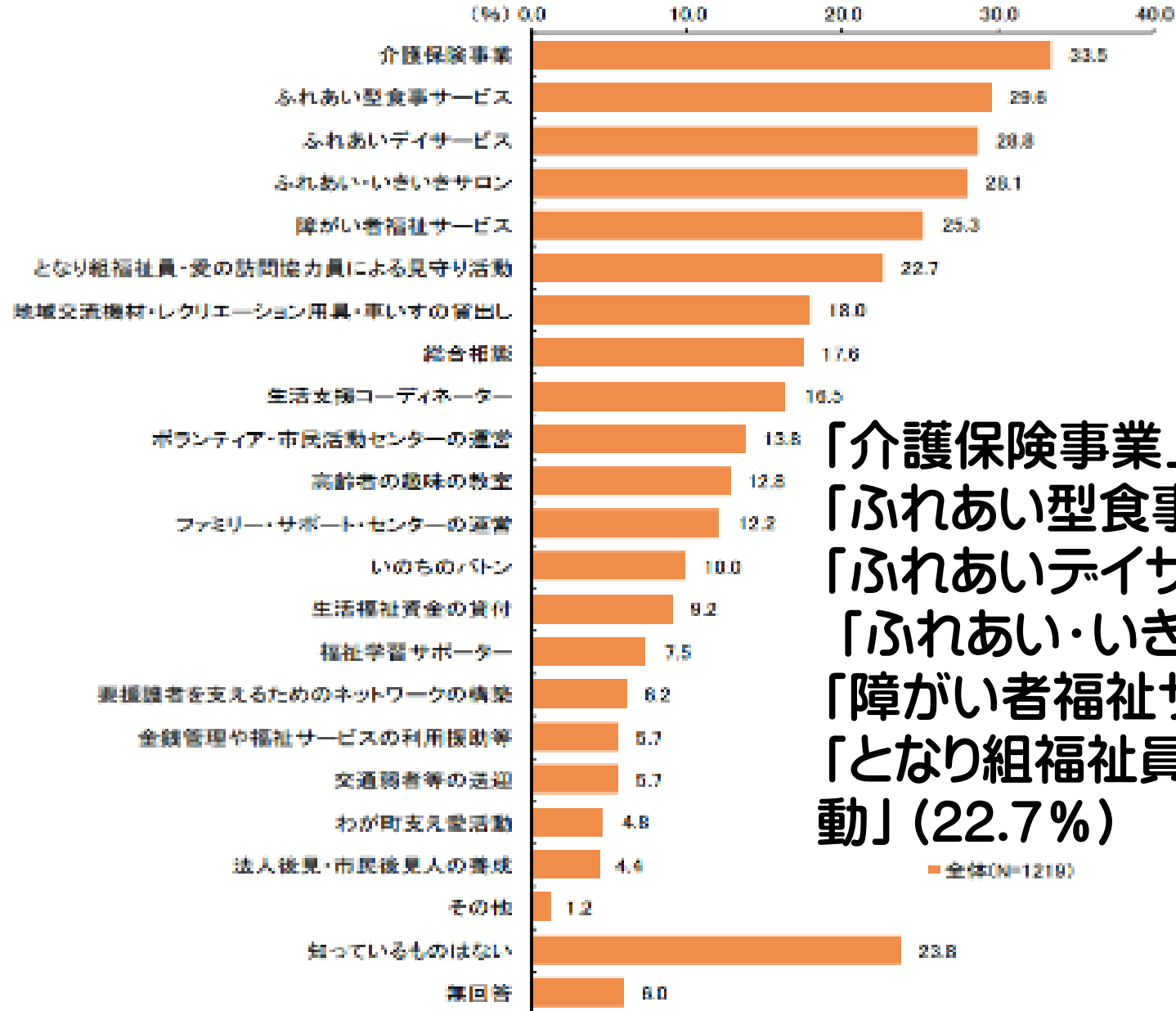
有効回収数 1,219人

有効回収率 48.8%

鳥取市の 地域福祉の推進
に関する 住民意識調査

平成30年(2018年)3月 鳥取市

問31 「鳥取市社会福祉協議会」の次の活動内容のうち、知っているものはどれですか。



「介護保険事業」の割合が33.5%
「ふれあい型食事サービス」(29.6%)
「ふれあいデイサービス」(28.8%)
「ふれあい・いきいきサロン」(28.1%)
「障がい者福祉サービス」(25.3%)
「となり組福祉員・愛の訪問協力員による見守り活動」(22.7%)

■全体(N=1219)

社会福祉協議会の事業内容

地域福祉活動を推進・高齢者に関する事業
各種福祉団体の事務局・共同募金運動
障がい者に関する事業・困ったことを相談
ボランティアに関する相談 コーディネート
地域での助け合いをコーディネート（支援）
福祉資金等貸付 etc.

地域福祉の推進役

住民を公的な福祉サービス
につなげる仕組みの充実
（予防・早期発見・早期対応）

具体的事業

介護保険事業

ふれあい型食事サービス

ふれあいデイサービス

ふれあい・いきいきサロン

障がい者福祉サービス

となり組福祉員

愛の訪問協力員による見守り活動

地域交流機材・レクリエーション用具・車いすの貸出し

総合相談

生活支援コーディネーター

ボランティア・市民活動センターの運営

高齢者の趣味の教室

ファミリー・サポート・センターの運営

いのちのバトン

生活福祉資金の貸付

福祉学習サポーター

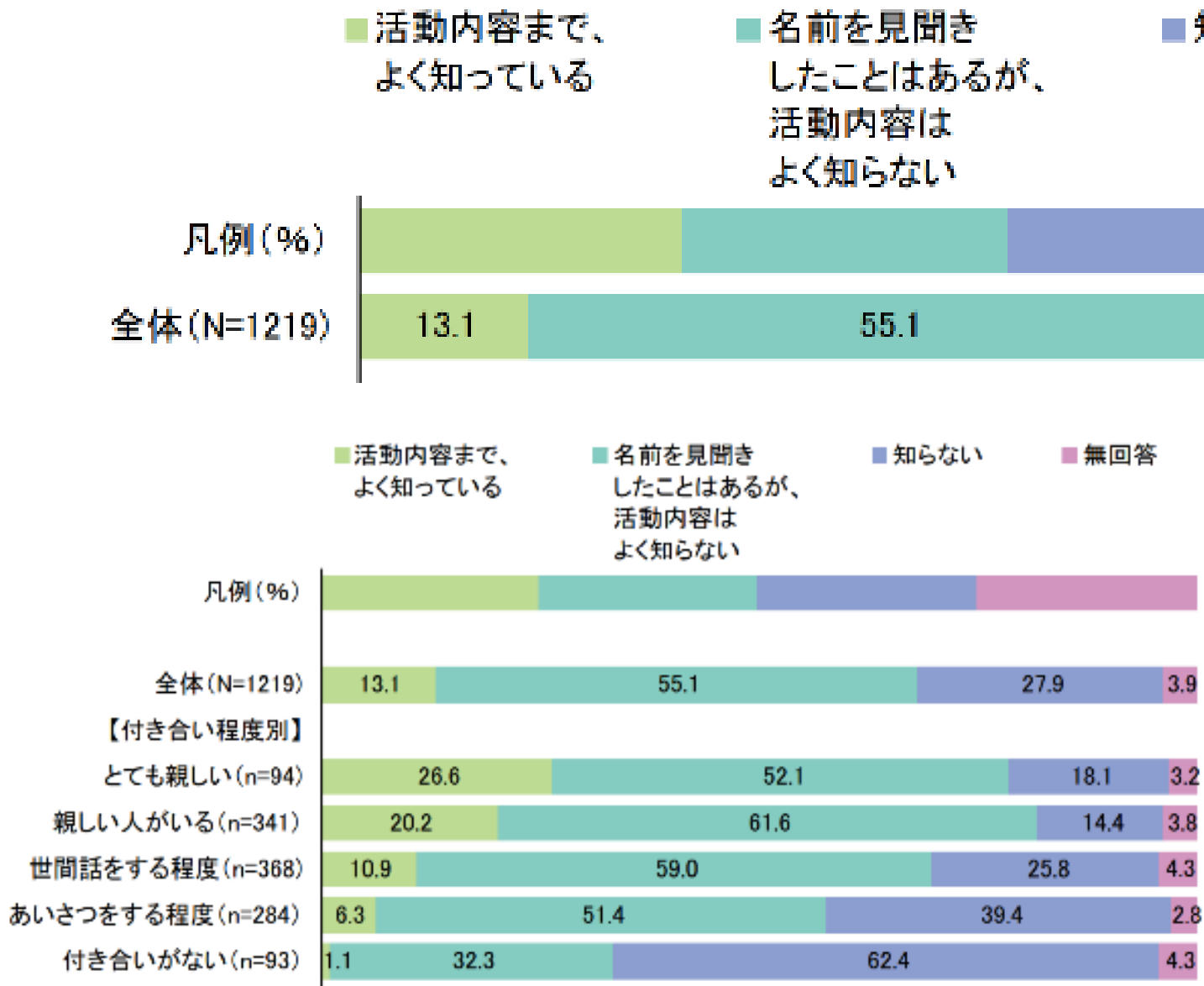
要援護者を支えるためのネットワークの構築

金銭管理や福祉サービスの利用援助等

交通弱者等の送迎

わが町支え愛活動（法人後見人の養成）

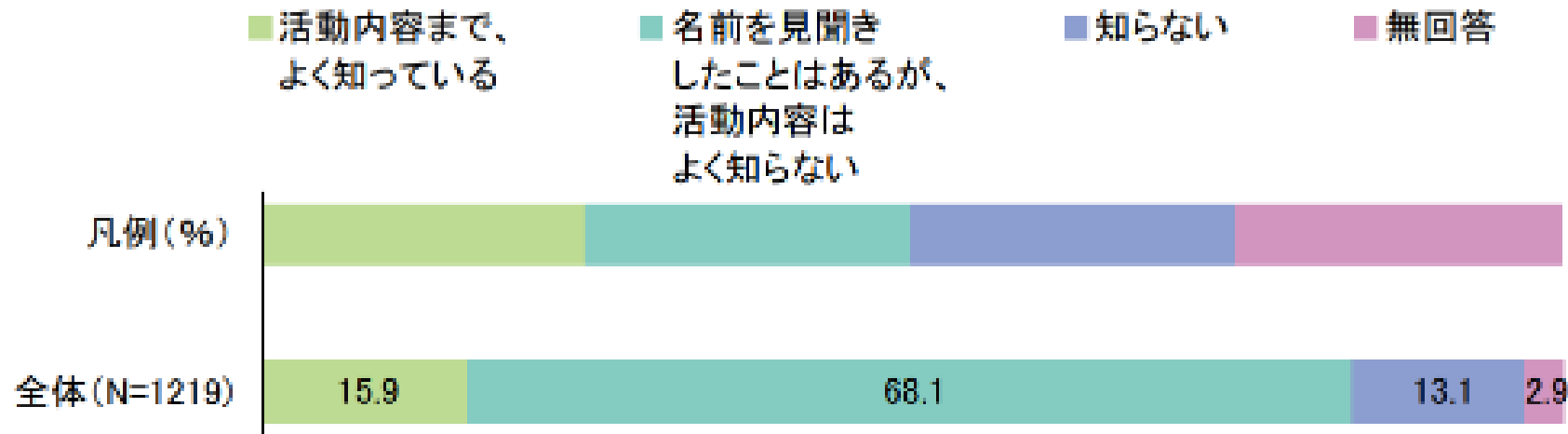
問33 あなたは、地区社会福祉協議会の存在を知っていますか。〔認知度〕クロス集計



「活動内容まで、よく知っている」への回答は、付き合い程度別（問8）では、**付き合いが親しい層**ほど、地域のつながり程度別（問14）では**つながりが強い**ほど、福祉課題への関心別（問25）では、**関心が高い層ほど高い**傾向にあり、それぞれに関連がみられる。逆に、付き合いの程度が低い層や**地域とのつながりが弱い層、福祉課題への関心がない**層では、それぞれ「知らない」の割合が、他の層を大きく上回っている。

(4) 民生委員・児童委員の役割や活動の〔認知度〕

問32 あなたは、民生委員・児童委員の役割や活動などを知っていますか。



「活動内容まで、よく知っている」(15.9%)

「名前を見聞きしたことはあるが、活動内容はよく知らない」(68.1%)

「知らない」(13.1%)

民生委員・児童委員の役割や活動

《民生委員の職務》 * 民生委員法第14条

1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
2. 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
3. **福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供**、その他の援助を行うこと
4. 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
5. 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
6. その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと



《児童委員》 * 児童福祉法第17条

1. 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
2. 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、**サービスを適切に利用するために必要な情報の提供**その他の援助及び指導を行うこと
3. 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
4. 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
5. 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
6. その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

《主任児童委員》

1. 児童の福祉に関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うこと
2. 区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこと

社会福祉法を一部改正し、**重層的支援体制整備事業**を創設した。 (R3, 4, 1, 施行)

【目的】

住民が抱える課題が複雑化・複合化し、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、制度の狭間のニーズへの対応が困難になっている現状があり、**包括的な支援体制を可能にする事業**

交付金の一括交付

* 各制度の補助金等の目的外使用と指摘されない

手あげに基づく任意事業

鳥取市
一括交付制度の導入

* 「補助金」：ヒモつき、 「交付金」：裁量で予算配分可能

- 課題を抱える相談者やその世帯への包括的な支援
- **住民による地域福祉の推進を柔軟に支援**

重層的支援体制整備事業は、**鳥取市全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制**を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の**3つの支援を一体的に実施**することを必須。

モデル地区指定

鳥取市「地域の“話し愛・支え愛”推進事業」(モデル地区)

鳥取市全体の支援機関が、チームとして包括的に支援を進めるための、考え方や進め方などを2年間をかけて模索する取り組み。

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応
(既存の地域資源の活用方法の拡充)
- ※ 既存の取組で対応できる部分は、既存の取組を活用

(狭間のニーズへの
対応の具体例)

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない
ひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

- ・世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所の確保
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すためのコーディネート

※ これまで結びつきがなかった人と人が
つながり、新たな参加の場が生まれ、地域の活動が高まる。

I ~ IIIを通じ、
継続的な伴走
支援を実施

相談支援にかかる一体的実施のイメージ

- 高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度における関連事業に係る補助について、一体的な執行を行うことができる仕組みとする。

現行の仕組み

高齢分野の相談

障害分野の相談

子ども分野の相談

生活困窮分野の相談

相談支援

属性や
世代を
問わない
相談

*「補助金」：ヒモつき、 「交付金」：裁量で予算配分可能

- 市町村において、**既存の相談支援等の取組を活かしつつ、包括的な支援体制を構築する。**

①相談支援、 ②参加支援、 ③地域づくり に向けた支援を実施する事業を創設する。

- **新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、交付金を交付する。**

どうして、“まちづくり協議会”なの？

重点取組① 地域における福祉活動の推進・支援

福祉ネットワークの構築 ⇒ 城北まちづくり協議会



〔鳥取市の施策〕

地区を単位とする、地域の生活課題の発見、相談、見守りや生活支援といった支え合い活動を展開・充実する**福祉ネットワークの構築**

＊従来の福祉の枠を超えた、防犯・防災、教育・文化、住宅 等、**包括的に連携した幅広い地域福祉（まちづくり）**の充実。

（目 的）

＊「城北まちづくり協議会」規約
第2条 この協議会は、魅力ある住み良いまちづくりを推進するため、**市と連携のもと城北地区まちづくり計画の策定およびその推進を図ることを目的とする。**

（構成員）

＊「城北まちづくり協議会」規約
第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。
①**城北地区に存する各種団体の団体長または代表。**
②城北地区住民で、会長の推薦を受けた者。
③城北地区住民で公募に応じ、総会で承認された者。

城北まちづくり協議会

* 事業部会事業(変更あり):●は継続事業 ★は新規事業

**公民館
【事務局】**

【生涯学習事業】

- 子どもと大人のふれあい事業
- 特色ある公民館活動事業
- 地域の仲間づくり事業
- 人権啓発推進事業

■生涯学習成果を活かした地域コミュニティの活性化

■生涯学習事業の情報提供

会長

常任委員

会長、副会長、
事務局長、事務局次長、

専門部会長、会計、

役員

会計監査

城北地区の各種団体

*「城北地区」名称の省略

・自治連(町内会長) ・城北小学校 ・城北保育園 ・社会福祉協議会
・となり組福祉員連絡協議会 ・愛の訪問協力員連絡会 ・婦人の会
・防災対策協議会 ・青少年育成連絡協議会 ・しゃんしゃん祭振興会
・城北校区体育会 ・民生児童委員協議会 ・健康づくり推進員協議会
・老人クラブ協議会 ・城北太鼓振興会 ・人権教育推進協議会
・小学校PTA ・北中学校PTA ・食育推進員会 ・城北ボランティアむまわり隊
・子供会指導者連絡協議会 ・交通安全協会城北支部 ・その他

部会委員の選出

想定される活動

委員

公民館運営委員会

【基本コンセプト】
人生を豊かにする公民館事業に、地域住民の意向を反映させることをめざして

※公民館との連携を図る

■公民館運営委員(団体長ほか)
■公民館長
■サークル代表者
■事務局:公民館職員

想定される活動

総務・広報事業部会

【基本コンセプト】
魅力ある住み良いまちをめざして

●視察研修
★広報誌の発行
★のぼり旗の作成
★城北まちづくりいきいきプランの見直し
★公民館の活用 推進

■自治連
■公民館長
■学校ボランティア
■行政分野アドバイザー
■事務局:公民館職員
■会長の推薦を受けた者
■総会で承認を受けた者

福祉・健康事業部会

【基本コンセプト】
やさしいまなざし、明るい笑顔があふれる城北をめざして

●集団検診
●グラウンドゴルフ大会
●健康啓発チラシの作成

■社会福祉協議会
■自治連 ■民生児童委員
■健康づくり推進員 ■体育会
■食育推進員 ■老人クラブ
■隣組福祉員 ■愛の訪問員
■事務局:公民館職員
■会長の推薦を受けた者
■総会で承認を受けた者

環境・安全事業部会

【基本コンセプト】
地域のくらしと住民の安全を守り、安心してらせる城北をめざして

●クリーン活動
★城北げんきフォトテスト

■防災対策協議会
■自治連 ■交通安全
■保育園 ■小学校P
■人権教育
■事務局:公民館職員
■会長の推薦を受けた者
■総会で承認を受けた者

文化・交流事業部会

【基本コンセプト】
住民一人ひとりのエネルギーで沸き立つ魅力あふれる城北をめざして

●あいさつ運動の推進
・のぼり旗の設置
●子どもと大人の交流会:バウンスボール
●中山間地交流

■民生児童委員 ■自治連
■婦人の会 ■城北太鼓
■中学校P ■地子連
■青少年育成協議会
■事務局:公民館職員
■会長の推薦を受けた者
■総会で承認を受けた者

モデル地区指定を受けるメリット

メリット：1

地区としての、事業成果の報告義務はありません。

下記の、「3つの場」（サンバ）での**まちづくり活動**を進めることが指定の条件

①世代を超えて、地域課題を話し合う場【しゃべり場】

②その課題の解決に向けて、支え合い活動を協議・実践する場【ささえ場】

☆5部会の事業展開の活性化（プラン・継続事業の見直し）

③担い手の育成、支え合い意識を高める学習の場（＊生涯学習との連携）【まなび場】

☆3年度より一括交付金制度導入：公民館での学びをまちづくりに活かす事業展開



メリット：2

これまで以上に、**財政的・人的支援が受けられること**

これまでは、まちづくり事業補助金（運営補助50,000円・活動補助400,000円）の範囲内で事業展開してきたが、事実上、この額の増額が期待できる。

また、作業事務等の人的支援も期待できる。

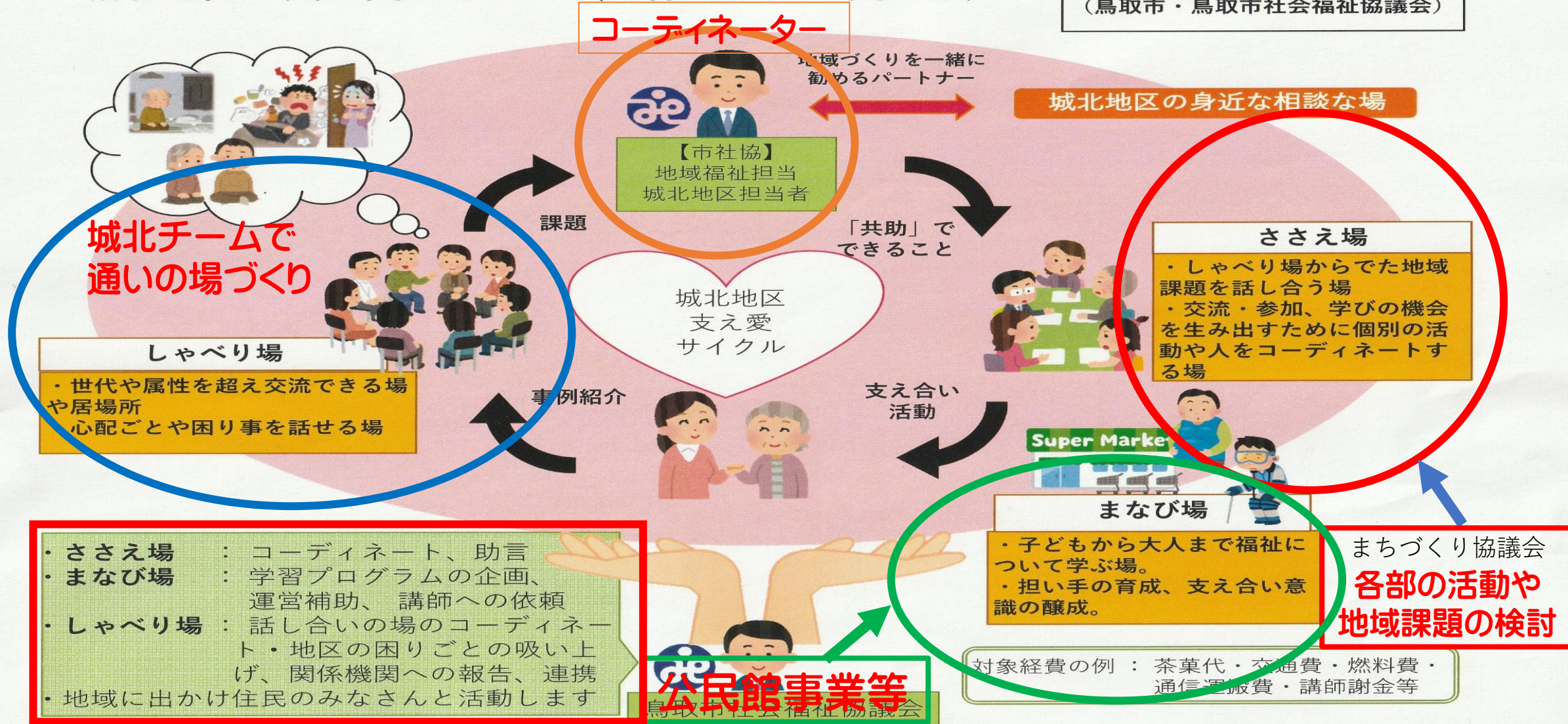
☆事業展開にあたってのコーディネート（財源確保の協力・アドバイス）

これまで、財源的に諦めていた活動が、可能になり、継続事業の見直しの過程で、活動の輪を広げ、発展的に事業を企画・立案し、事業展開していくことも可能。

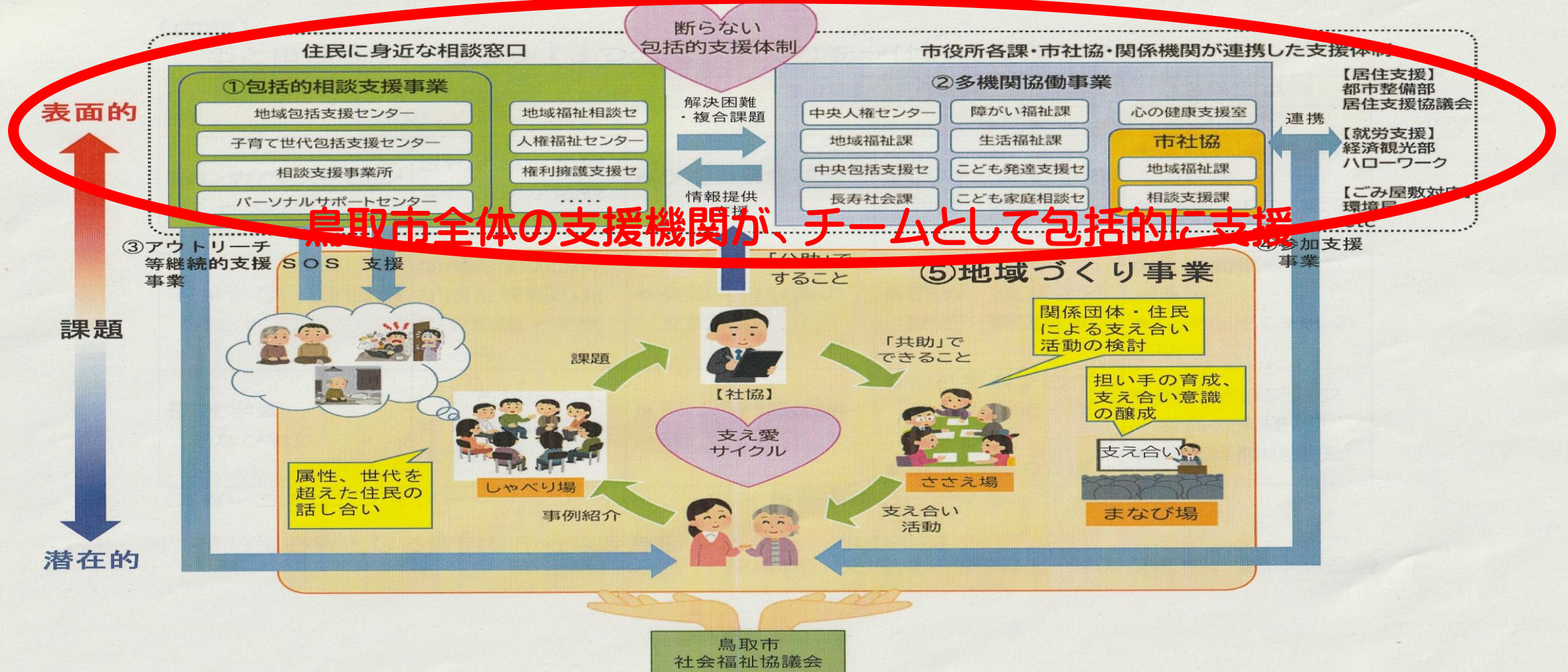
城北の地域づくりに向けた支援(まちづくり)

城北地区の支え愛サイクル (全体イメージ図・案)

令和3年5月18日説明資料
(鳥取市・鳥取市社会福祉協議会)



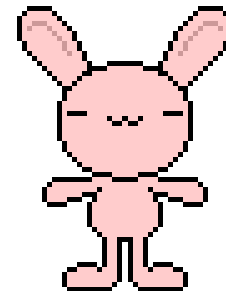
本市の重層的支援体制整備事業（全体イメージ図）



重層的支援体制整備事業は、**鳥取市全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制**を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施します。

「地域の“話し愛・支え愛”推進事業」（２年間）概要

- ・モデル地区２地区
- ・コーディネーター派遣（鳥取市社会福祉協議会：地域支え合い推進員；西村・宮川）

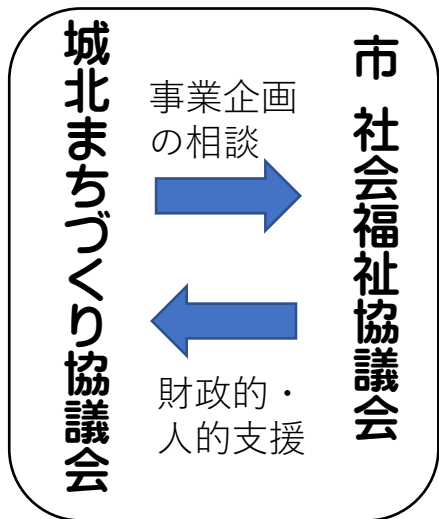


事業費 １地区経費（額）
鳥取市（約３５０万円）



鳥取市社会福祉協議会 地域福祉課（実務）

- ・ 事業費使用裁量 ＊市へ事業報告作成義務



鳥取市全体の支援機関が、チーム
として柔軟に支援を検討



城北まちづくり事業費の捻出

〔支援が想定される事業費〕

- 事業費：広報誌（まちづくり通信・防災だより）カラー印刷費、アンケート（印刷費）、活動費（共助トラック初期費用？）、燃料費 会議費、パンフ作成費（配布）、コミュニティ・カレンダー作成費、交通費、視察に関わる経費 事務費 素材費 等
- コーディネーターへ事務作業（アンケート集計等）の依頼可能 等



【活動イメージ 例】

■ 「鳥取市の地域福祉の推進に関する住民意識調査結果」（平成29年12月に実施）から、城北地区の実態について話し合いを進める。

■ SDGs学習会→SDGsの視点で「城北生き生きプラン」を整理する。

■ 持続可能な共生社会の構築（講演会）→「城北生き生きプラン」
見直し



1. 現状・問題点 ＊世代ごとの地域福祉に関するアンケートの実施
2. 誇りを持って住み続けたくなるまちの姿（目標・ゴールのイメージ）
（SDGsのゴールをヒントに考える）
3. 住み続けたくなるまちに近づくための具体的な取り組み案
4. 協力先（自治体・企業・学校・地域の仲間等）や連携のイメージ



“元気で楽しく心地よく 住んでよかったと 実感できる城北に！”



安全・安心 自信と誇り・夢と希望にみちた城北のまちづくり



おわり